

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



10月

No.190

- I. 事業承継からみる改正相続法 P 1
- II. 改正のポイント
 - ① 遺留分制度の見直し P 2
 - ② 配偶者の居住権を保護するための方策 P 4
 - ③ 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における
居住用不動産の贈与等に関する優遇措置 P 6
 - ④ 遺言制度に関する見直し P 8
 - ⑤ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 P 10
 - ⑥ 預貯金の払戻し制度の創設 P 11
- 事務所カレンダー P 13

40年ぶりに民法の相続に関する部分の改正が、ついに施行時期をむかえました。特に今年7月1日から施行された改正は、私たちの相続実務に大きな変化を与えます。

このため今月号は、特別に相続に関する民法等の改正に焦点を絞って特集号として企画しました。長期保存版としてご利用ください。

まず、今回の民法改正と事業承継との関連につき、税理士の牧口晴一・斎藤孝一さんの共著「事業承継にいかす納税猶予・免除の実務」を参考に簡記してみます。

1. 配偶者は改正で守られるが、事業承継は放置

婚外子に均等相続を認める判決が衝撃を与え、配偶者が自宅を追い出される危険が生じ、これを守るために妻への居住用不動産の贈与・遺贈を分割協議書から除外する「持ち戻し免除」ができました。ところが事業財産については、そのような民法の規定はないので、事前対策をしないと今回の改正の「妻の自宅の持ち戻し免除」が働くと、事業承継者が遺産分割の際、一番割を食う場合が発生します。後述の事業承継税制における遺留分に関する民法特例か、または遺言による自社株についての対策がますます必要になってきます。



2. 相続登記と名義変更を急げ！！

相続人であれば遺産分割協議前でも不動産の法定相続分の登記や自社株の名義変更が7月1日からは改正で出来てしまいます。

詳しくは後述しますが、とにかく相続登記と自社株の名義変更は急いでしないと、法定相続分での登記や名義変更が出来てしまい、かつ7月1日以降は登記等が優先となってしまいます。



3. 遺留分を金銭で払う必要があります

後継者が自社株を相続すれば、ほかの兄弟の遺留分を侵す場合が多いのが現実です。もちろん、分割協議で他の相続人に事業に関係のない資産を渡すことで話し合いがつけばいいのですが、正式の「遺留分減殺請求」となった場合には、現金で請求できるようになってしまいましたので、現金を用意しなければなりません。対応は承継税制の民法特例と遺言書ですね。

4. 民法特例の活用

新事業承継税制は相続・贈与税が実質ゼロになることだけが注目されていますが、実はもう一つ大きな特例があります。これが遺留分に関する「民法特例」です。

相続に関する紛争は、実はほとんどすべてこの「遺留分減殺請求」で、遺留分をとり戻す裁判であるわけです。この遺留分を算定するのに、過去の贈与＝特別受益額を「持ち戻して」判定するため、特別受益額の算定が大変な争点であったわけです。兄は大学、妹は専門学校の特別受益額の違いは？とか際限がなかったわけですが、7月1日からは持ち戻しされる期間が10年間に限定されました。そのため、独立資金をもらって10年以上前に東京などに生活の居を構えた兄

弟より両親の面倒をみていたが、生前に財産をもらっていなかったり、自社株などの連年贈与を受けている後継者が大変不利になる場合が出てきます。

遺留分に関する民法特定の概要

次の二つの特例があります。

◆ 除外合意

贈与株式を遺留分算定基礎財産から除外できる制度

先代経営者が生存中に、贈与株式につき相続時に「持ち戻し」せず、遺留分算定基礎財産から除外することを相続人と合意し、家庭裁判所の許可を受ける制度

◆ 固定合意

贈与株式の評価額をあらかじめ固定する制度

相続税においては、生前贈与を3年に限って持ち戻す場合や相続時精算課税では、あくまで贈与時の価格で持ち戻しますが、遺留算定で持ち戻す株式は相続時の価格となってしまいます。このため先代経営者が生存中に相続人と合意し、家庭裁判所に許可を得て持ち戻す生前贈与株式の価格は、贈与時の価格に固定する制度です。

なおいずれも事業承継につき、経済産業大臣の確認を受けている場合に限りです。



II. 改正のポイント①

遺留分制度の見直し

2019年7月1日より、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の請求をする事が出来るようになりました。また、遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備する事が出来ない場合には、裁判所に対して支払期限の猶予を求める事が出来ます。

1. 相続の遺留分について

遺留分とは、相続人が最低限度の遺産を確保するために設けられた制度のことで、相続人には相続財産の一定割合を取得出来る権利（遺留分権）があります。（注：兄弟姉妹には遺留分権はありません）

遺留分の計算式：遺留分を算定するための財産の価格×1/2（注）×遺留分権利者の法定相続分
（注）直系尊属のみが相続人の場合は1/3

2. 遺留分の減殺請求権について

遺留分が侵害された場合に遺留分を取り戻す事が出来ます。この「権利」を遺留分の減殺請求権と言います。（ただし取り戻せるのは「相続開始後」となります）



3. 現行制度の問題点

現行の制度には下記の様な問題点があります。

- ①遺留分減殺請求権が行使された場合、財産の共有状態が生じる場合があります、財産が株式や事業用の資産であった場合に事業承継の支障となる可能性があります。
- ②共有となった場合の共有割合は、目的財産の評価額を基準に分子分母が決まる為大きな数字となり、持分権の処分に支障が出る可能性があります。

例 長男に事業用の土地建物、長女に現金を相続させた場合に、長女が長男に対して遺留分の減殺請求を行った場合

A, 土地建物 : 100,000,000 円 (一億円)

B, 現金 : 10,000,000 円 (一千万円)

長女の遺留分侵害額

$(A \text{ 100,000,000 円} + B \text{ 10,000,000 円}) \times 1/2 \times 1/2 - B \text{ 10,000,000 円} = 17,500,000 \text{ 円}$

事業用の土地建物の持分割合	長男	82,500,000 / 100,000,000
	長女	17,500,000 / 100,000,000

改正後↓

- ① 遺留分の減殺請求権の行使があった場合に金銭での対応が可能となり、共有関係が発生する事を回避する事が可能となりました。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を、目的の受贈者等に渡したいと言う遺言者の意思を尊重することが出来る様になりました。

改正後の上記例の場合

改正後は遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭権利となるため、長女は長男に対し金銭を請求出来る。

長女から長男に対する金銭請求額 : 17,500,000 円 (上記遺留分侵害)

以上の様に、分ける事の出来ない相続財産について、共有としない事が可能となり事業承継の絡む相続が今後スムーズに実行する事が可能となりそうです。ですが、この改正にも問題点が無いわけではありません。以下よりその問題点と方策をお知らせいたします。



4. 改正後の問題点と方策

◆ 問題1：金銭でしか支払いが出来ない

遺留分の請求権については「金銭的請求権」になってしまうので、従来であれば例えば遊休不動産や有価証券等の事業経営に差し障りの無い物件を渡す事で、資金的負担なく遺留分の請求に応じる事が出来ましたが、それが不可能となり金銭のみでしか応じる事が出来なくなっていました。

● 回答1：生命保険等で手当を

遺留分の請求に対応出来るだけの金銭を残す事が出来れば一番ですが、それが難しい場合には、事業の後継者を受取人とした生命保険等により資金の手当が必要となります。保険掛け金分が、遺留分の金融資産から除外されますので、資金の準備2つのメリットがあります。また資金が無い場合に借入から保険料を支払ったとしても、借入金は相続財産の計算上控除されますのでメリットがあります。

◆ 問題2：特例事業承継税制を使用した場合

現在施行されております「特例事業承継税制」を活用しますと、事業の後継者は「自社株の贈与税(相続税)の納税猶予」を受ける事が出来ます。これは事業の後継者には有利な税制ですが、贈与を受けた株式が他の相続人の遺留分を侵害していた場合には(恐らくその場合が多いと思われる)他の相続人から遺留分減殺請求を受ける事となります。

● 回答2：民法特例を活用しましょう

前述の「民法特例」が大きな助けになります。「除外合意」により贈与株式を、遺留分算定基礎から外す事が出来ます。また、その合意が難しい場合には「固定合意」によって株価を贈与時の株価に固定する事により、後継者の努力によって株価が上昇した場合に株価の上昇に伴って増える法定相続分や遺留分の増加を防ぐ事が出来ます。「除外合意」と「固定合意」は併用する事が可能ですし、またそれらに加えて事業用の土地家屋等を遺留分の計算上加算しない「追加合意」も有益です。(追加合意は単独では使用出来ません。必ず除外合意か固定合意が必要となります)

II. 改正のポイント②



配偶者の居住権を保護するための方策

1. 配偶者居住権

「配偶者居住権」とは、被相続人の家に住んでいたその配偶者に限って、相続開始(被相続人の死亡)後、原則として亡くなるまでの間、無償でその家に住み続けることができる権利をいい、配偶者の住む場所を確保することを目的として、今回の改正で新たに創設された配偶者の権利です。

利用例としては、配偶者とそれ以外の相続人(被相続人の子など)との間に対立関係があるようなケースで、家の所有権自体は配偶者以外の相続人に取得させ、配偶者に配偶者居住権を取得させることが想定されます。

今回の改正法案で、配偶者居住権に相続税が課税されることとなります。

◆配偶者居住権の評価方法

① 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

② 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」という。)の所有権

◆建物の時価－配偶者居住権の価額

③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ)以外の場合 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とする。)

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が0以下となる場合には、上記(イ)の「(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数」は、0とする。



2. 配偶者短期居住権

配偶者短期居住権は、1の配偶者居住権とともに創設された権利で、相続開始時に配偶者が被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合に、下記の一定期間、居住建物を引き続き無償で使用することができる権利です。

①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定するまでの間(ただし、最低6ヶ月間は保障)

②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6ヶ月

配偶者居住権との違いは、前者が遺産分割で取得できる権利であるのに対して、配偶者短期居住権は遺産分割が終わるまでの期間を想定した権利ということができます。



利用例としては、

- ・被相続人が配偶者の使用貸借に反対の意思を表示した場合
- ・第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合

などが考えられます。

これまでは、上記の例の場合、配偶者が直ちに退去を求められ、居住場所が保護されないケースがありました。しかし短期居住権の行使によって配偶者は、遺産分割の状況を把握しつつ、期間に余裕をもって次の居住先を探すことができるようになります。

(平成 31 年 4 月号の記事を加筆修正し再掲)

民法 **II. 改正のポイント③** **婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における** **居住用不動産の贈与等に関する優遇措置**

婚姻期間が 20 年以上である夫婦間で、自宅（居住用建物又はその敷地）の生前贈与が行われた場合に、その贈与分については「特別受益の対象外になる」措置がとられるようになりました。この措置により、税法と相続法における遺産額の矛盾が解消され、遺産分割時における配偶者の取り分が増えることとなります。

1. 税法における自宅贈与の取扱い

税法においては、婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅（居住用）不動産またはその購入資金の生前贈与が行われた場合、贈与税の基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円を控除することができる「贈与税の配偶者控除の特例」があります。

この特例を使用すると自宅不動産の贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人が亡くなった場合の、遺産分割における計算上にその金額は含まれません。



2. 旧相続法における自宅贈与の取扱い

しかし改正前の相続法（旧相続法）では、税制上の特例を使って生前贈与された自宅不動産であっても、遺産の先渡しが行われたもの（これを特別受益といいます）とされ、遺産分割における計算上にその金額が含まれることとなっていました（特別受益の持ち戻し）。

したがって、税法と旧相続法とでは遺産額が異なるという食い違いが生じていました。

このため、被相続人が自分の死後に配偶者が生活に困らないように、との趣旨で生前贈与しても、結果的に配偶者が受け取る財産の総額は生前贈与をしないと変わらない、という問題が起きていました。

事例

相続人 配偶者と子2名（長男と長女）
 遺産 居住用不動産（持分2分の1） 2,000万円（評価額）
 その他の財産 6,000万円
 配偶者に対する贈与 居住用不動産（持分2分の1） 2,000万円



遺産の先渡しを受けたものと取り扱われる

配偶者の取り分を計算する時には、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、 $(8,000万 + 2,000万) \times 1/2 - 2,000万 = 3,000万$ 円、となり、最終的な取得額は、 $3,000万 + 2,000万 = 5,000万$ 円となる。

結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

3. 改正相続法における自宅生前贈与の取扱い

改正相続法では、生前贈与等が行われた場合には、被相続人に持戻し免除の意思表示があったものと推定し、当該不動産について遺産分割における計算上、遺産の先渡しとされたものとして取扱う必要がないこととされ、持ち戻しが免除されることになりました。



遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし

同じ事例において、生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、 $8,000万 \times 1/2 = 4,000万$ 円、となり、

最終的な取得額は、 $4,000万 + 2,000万 = 6,000万$ 円となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

税法の考え方	旧相続法の考え方	改正後相続法の考え方
死亡時の財産 + 相続開始前3年以内の贈与財産	死亡時の財産 + 生前に贈与された財産 (特別受益の持ち戻し)	死亡時の財産 + 生前に贈与された財産 (生前に贈与された自宅不動産を除く特別受益の持ち戻し)

これにより、配偶者間の自宅不動産の贈与については遺産から除外して総額を算出し、各相続人の相続分を計算することができるようになりました。

今回の改正により、配偶者が結果的に今までより多くの相続財産を得ることができるようになりました。

なれば、さらに安定した生活をおくることができるようになるのではないのでしょうか。

(令和1年6月号掲載記事を修正加筆し掲載)

民法

Ⅱ. 改正のポイント④

遺言制度に関する見直し

平成31年1月より民法（相続法）改正、遺言書保管法の制定により相続に関するルールが大きく変わりました。これは高齢化の進展等に対する対応として平成31年1月13日より段階的に施行されます。具体的に遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から既に施行されている「自筆証書遺言」の作成、保管に関する改正です。

1. 自筆証書遺言の方式緩和 (2019年1月13日施行)

現行制度では自筆証書遺言を作成する場合には全文を自書する必要があった為、高齢者にとって気持ちはしっかりしているが自分で書くとなると文字や数字の書き間違いなどがあり作成は容易ではなかった。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



改正 自書によらない財産目録を添付することができる。
(パソコンで目録を作成、通帳コピー、登記事項証明の添付でもよい)

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一部に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成××年○月○日
法務太郎 (印)



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 (印)

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 (印)

各頁に署名押印が必要です。

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

このように「財産目録」作成方法が緩和されましたが以下の点についてご注意が必要です。

- * 施行日より前に、新しい方式に従って自筆証書遺言書を作成しても、その遺言は無効となります。
- * この改正は「財産目録」の作成における緩和です。遺言書の本文については従前通り自分で書く必要があります。
- * 添付する財産目録は各頁に署名押印が必要です。両面に文書がある場合も必ず両面に署名押印が必要です。

2. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 (遺言保管法) 2020年7月10日施行

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。(但し、作成した本人が遺言書保管所に来て手続きを行う必要があります。)
遺言者が死亡後に、相続人や受贈者らは、全国にある遺言書保管所において次の請求ができます。

- 遺言書が保管されているかどうかを調べる事 「遺言書保管事実証明」の交付請求
- 遺言書の写しの交付を請求すること 「遺言書情報証明書」の交付請求
- 遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書の閲覧ができる

※遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要

※遺言書の閲覧や「遺言書情報証明書」の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知します。

◆ 保管の対象になる遺言書について

保管の申請の対象となるのは、自筆証書による遺言書のみです。また、遺言書は、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたものでなければなりません。

◆ 保管費用について

遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧請求、遺言書情報証明書（遺言書の画像情報等を用いた証明書）または遺言書保管事実証明書（法務局における遺言書が保管されているかどうかを証明した書面）の交付の請求をするには、手数料を納める必要があります。

具体的な様式、手数料については施行日までの間に定められます。

民法 Ⅱ. 改正のポイント⑤ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

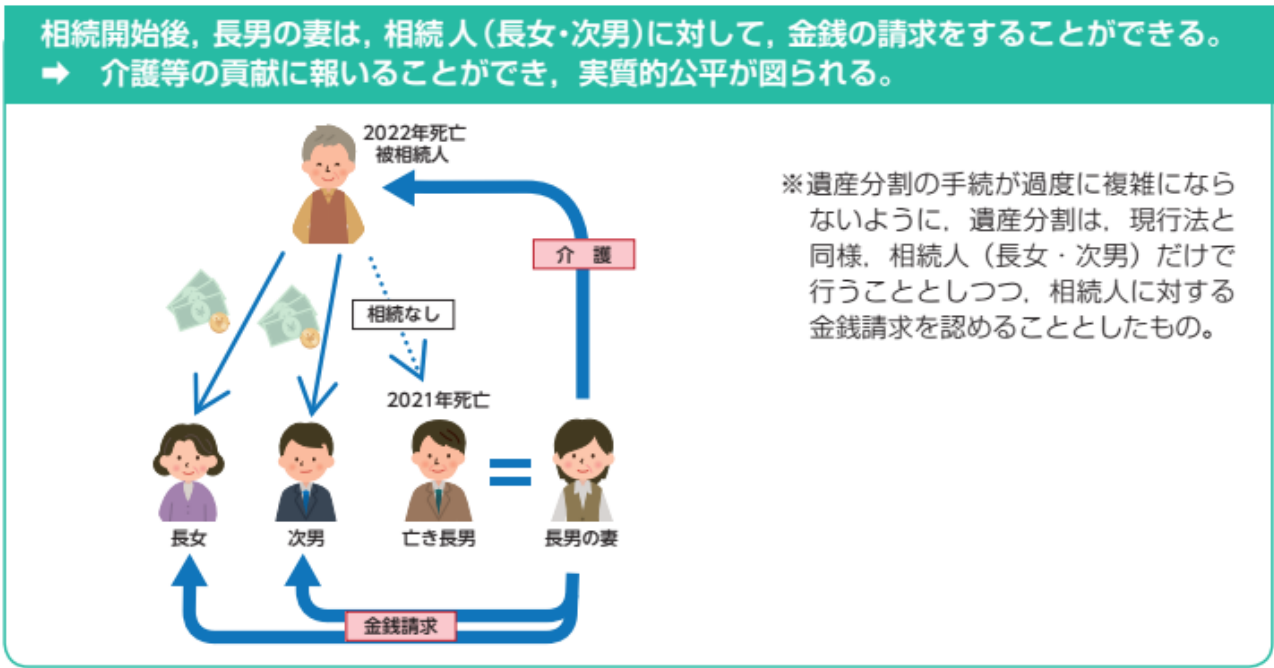
1. 特別の寄与の制度

相続人以外の被相続人の親族が無償で療養介護等をした場合に、その親族は相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。

例えば、これまでは被相続人の長男の妻が長年介護をしていたにもかかわらず、長男が被相続人よりも先に死亡してしまっていた場合、長男の妻は相続の対象外となってしまう、財産の分配はありませんでした。

しかし改正後は、長男の妻は被相続人に対して特別の寄与があったものとされ、長女や次男などの相続人に対して金銭（特別寄与料）の請求ができ、これにより相続の不公平感が緩和されるようになります。

改正によるメリット



2. 特別寄与料の税務

「特別寄与料」については、税務面から見た場合、遺贈とみなして相続税が課税されることとなりました。また、特別寄与料を支払った相続人は、相当額を相続税の課税価格から控除できることとなりました。

- ① 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。
- ② 上記①の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。
- ③ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。

(平成31年4月号の記事を修正加筆して掲載)

Ⅱ. 改正のポイント⑥

預貯金の払戻し制度の創設

「預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。

1. これまで (改正前)

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

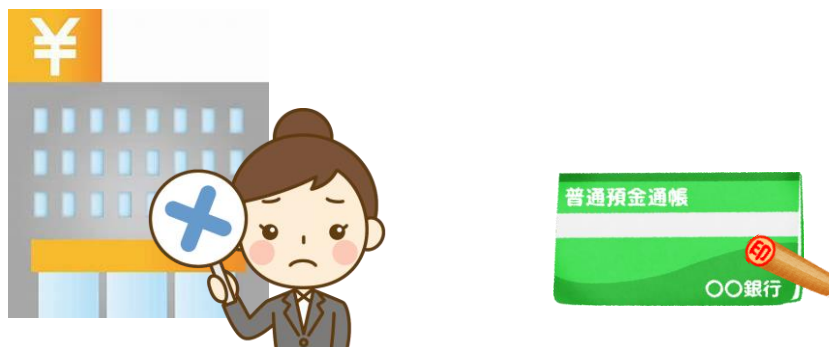
平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、

- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
- ② 共同相続人による単独での払戻しができない、こととされました。

【デメリット】

各相続人の当面の生活費や葬式費用の支払い、相続した債務の弁済など、急ぎの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、

➡ 被相続人の預貯金の払戻しができませんでした。



2. 2つの預貯金の払戻し制度（相続法改正）

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるように預貯金の払戻し制度が設けられました。

- (1) 預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所から審判を得ることにより、その一部または全部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。

※ 2019年7月1日施行

(1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しを受けられる制度の創設	(2) 家庭裁判所の判断により払戻しができる制度（保全処分の要件緩和）					
<ul style="list-style-type: none"> ・各相続人は、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に、一定額については単独で払戻しを受けることができる。 ・同一の金融機関からの払戻しは 150万円が上限。（複数の支店に預貯金がある場合には全支店の合計） <p>【単独で払戻しができる額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">相続開始時の預貯金額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1/3</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">払戻しを行う相続人の法定相続分</td> </tr> </table> <p>(例) 相続人：長男、次男の2人 普通預金300万円（1口座） 長男が単独で払戻しできる額 =300万円×1/3×1/2 =50万円</p>	相続開始時の預貯金額	×	1/3	×	払戻しを行う相続人の法定相続分	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申立てられていることが必要。 ・生活費の支払い等の事情により相続財産の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の相続人の利益を害しない場合に限られる。 <p>【単独で払戻しができる額】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">家庭裁判所が仮取得を認めた金額</div>
相続開始時の預貯金額	×	1/3	×	払戻しを行う相続人の法定相続分		
<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本、戸籍謄本、または全部事項証明書（出生から死亡までの連続したもの） ②相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書 ③預貯金の払戻しを希望する相続人の印鑑証明書 	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭裁判所の審判書謄本（審判書上確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要） ②預貯金の払戻しを希望する相続人の印鑑証明書 					

3. 両制度の関係

今回の改正で、遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度として、

(1) 家庭裁判所の判断を経ないで払戻しを認める制度

(2) 家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払を得る制度

の2つの方策が設けられました。

(1) の制度については限度額が定められていることから、小口の資金需要については

(1) の制度により、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については (2) の制度を利用することになるものと考えられます。

なお、当該権利の行使をした預貯金債権については、**当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます**。あくまで仮払いであり、後の遺産分割で精算が必要となります。

※各ポイント記事出典、引用及び参考：法務省HP、一般社団法人 全国銀行協会

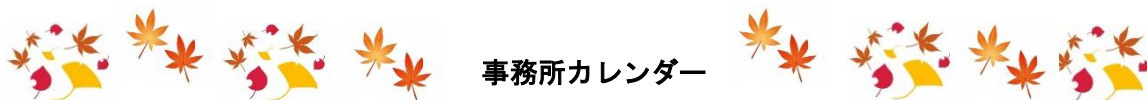
改正民法相続法施行時期一覧

関連頁	改正内容	施行時期
P2～4	遺留分制度の見直し	2019年7月1日
P4～6	配偶者の居住権を保護するための方策	2020年4月1日
P6～8	婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	2019年7月1日
P8・9	自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日
P9・10	法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設	2020年7月10日
P10・11	相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	2019年7月1日
P11～13	預貯金の払戻し制度の創設	2019年7月1日

編集後記

今号の改正民法「相続法」特集号はいかがでしたでしょうか、改正内容についてはそのポイントとともに、毎号本ニュースをお読みいただいている皆様が興味をもたれるであろう、「税務面や事業承継面からなどについてもどのような影響があるのか」といったことについてもできるだけ盛り込んでいくよう心掛けてみました。

皆様のご参考になれば幸いです。



事務所カレンダー

11月	1日(金)	会議・研修日
	2日(土)	営業日
12月	3日(火)	会議・研修日
	10日(火)	住民税納期特例納付期限 (6月～11月分)
	21日(土)	営業日
	28日(土)	反省会・大掃除
	29日(日)～	年末年始休業



◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議： 午前9:30～11:00頃まで
	・研修： 午後1:00～4:30頃まで



※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎできませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。